

熊本県公報

第13277号
令和5年(2023年)
10月27日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 本渡港公有水面埋立しゅん功認可…………… (港湾課) 1
- 熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部改正…………… (会計課) 2
- 収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正…………… (//) 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- ペールラッパ一式の競争入札参加資格等…………… (管理調達課) 3
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (高齢者支援課) 3
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (//) 4
- 身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく身体障害者
手帳の交付に係る診断を行う医師の指定等…………… (障がい者支援課) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の
指定…………… (//) 4

公 告

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 4
- 道路の位置の指定…………… (//) 5
- 基本測量の実施…………… (監理課) 5
- 公共測量の実施…………… (//) 5
- 公共測量の実施…………… (//) 5
- 公共測量の実施…………… (//) 5
- 公共測量の実施…………… (//) 6
- 二級建築士の免許取消し…………… (建築課) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 6
- ペールラッパ一式の一般競争入札の実施…………… (管理調達課) 7
- 令和5年度(2023年度)熊本県ふぐ処理師試験の実施…………… (健康危機管理課) 11

登 載 依 頼

- 令和5年度(2023年度)第5回熊本県公共事業再評価監
視委員会の開催…………… (公共事業再評価監視委員会) 12
- 令和5年度第2回熊本県循環器病対策推進協議会の開催
…………… (循環器病対策推進協議会) 12
- 令和5年度(2023年度)第1回熊本県男女共同参画審議
会の開催…………… (男女共同参画審議会) 12
- 令和5年度第2回くまもと21ヘルスプラン推進委員会の開
催…………… (くまもと21ヘルスプラン推進委員会) 13
- 令和5年度(2023年度)第2回熊本県歯科保健推進会議
の開催…………… (歯科保健推進会議) 13

正 誤

- 令和5年(2023年)10月6日熊本県告示第738号
(保安林の指定の解除の予定)中…………… (森林保全課) 14

告 示

熊本県告示第777号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年(2023年)10月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 しゅん功認可年月日
令和5年(2023年)10月18日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県 代表者 熊本県知事 蒲島郁夫

3 埋立区域

(1) 位置

天草市志柿町字東大迫7013-14から7013-12を経て7016-2に至る間の土地に接する国道の地先公有水面

(2) 区域

次の①の地点から⑳の地点を順次に結んだ線及び①の地点と㉑の地点を結ぶ昭和50年(1975年)の秋分の満潮位(D. L. +3.89m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

①の地点 天草市瀬戸町に設置された3級基準点(H25-基7:金属鋳)(北緯32度27分10.44秒、東経130度12分34.63秒)から91度21分56秒121.65mの地点

②の地点	①の地点から	344度51分39秒	16.04mの地点
③の地点	②の地点から	254度51分43秒	0.43mの地点
④の地点	③の地点から	344度51分41秒	7.16mの地点
⑤の地点	④の地点から	74度51分43秒	0.43mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	344度54分42秒	5.06mの地点
⑦の地点	⑥の地点から	74度17分06秒	4.85mの地点
⑧の地点	⑦の地点から	78度04分35秒	6.78mの地点
⑨の地点	⑧の地点から	79度11分30秒	6.77mの地点
⑩の地点	⑨の地点から	79度12分05秒	7.43mの地点
⑪の地点	⑩の地点から	78度11分25秒	7.40mの地点
⑫の地点	⑪の地点から	76度10分20秒	7.40mの地点
⑬の地点	⑫の地点から	74度12分28秒	7.35mの地点
⑭の地点	⑬の地点から	72度12分06秒	7.35mの地点
⑮の地点	⑭の地点から	113度16分48秒	5.81mの地点
⑯の地点	⑮の地点から	68度43分05秒	10.08mの地点
⑰の地点	⑯の地点から	66度04分21秒	9.79mの地点
⑱の地点	⑰の地点から	63度25分02秒	10.13mの地点
⑲の地点	⑱の地点から	60度42分41秒	10.22mの地点
⑳の地点	⑲の地点から	66度00分42秒	9.95mの地点
㉑の地点	⑳の地点から	156度02分49秒	1.23mの地点

(3) 面積

1,433.14平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地及び護岸用地

5 埋立ての免許年月日

令和2年(2020年)8月5日 熊本県指令港第11号

6 公有水面埋立法第22条第3項の市町村

天草市

熊本県告示第778号

昭和60年3月27日熊本県告示第271号の11(熊本県収納代理金融機関事務取扱要領)の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和5年10月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

別表第1 肥後銀行本店の項中「三菱UFJ銀行熊本支店」の項を削る。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県告示779号

昭和47年3月31日熊本県告示第243号の5(収納代理金融機関の名称及び位置)の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和5年10月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

表1 三菱UFJ銀行熊本支店の項を削る。

表2 三菱UFJ銀行の項を削る。

熊本県告示第780号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年(2023年)10月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)10月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	天草市倉岳町大字棚底字尾串 3868番3地先から 上天草市龍ヶ岳町大字大道字 瀬子ノ浦 108番1地先まで	前	11.8 ～ 83.4	1,894.1	旧道移 管
				5.6 ～ 39.5		
			後	11.8 ～ 83.4	1,894.1	

2 区域を変更する期日 令和5年(2023年)10月27日

熊本県告示第781号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和5年(2023年)10月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項
ペールラッパー 一式

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和5年(2023年)11月6日(月)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年(2026年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年(2025年)9月1日から令和7年(2025年)10月31日(熊本県の休日を含め定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)までに行う。

熊本県告示第782号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和5年(2023年)10月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称 及び住所	事業所の名称 及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの 種類
----------------	-----------------	------	-------	-------------

社会福祉法人聖母会 東京都新宿区中落合二丁目5番1号	グループホーム聖母の丘 熊本市西区島崎六丁目1番27号	431100459	令和5年(2023年)10月19日	認知症対応型共同生活介護
-------------------------------	--------------------------------	-----------	-------------------	--------------

熊本県告示第783号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和5年(2023年)10月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人聖母会 東京都新宿区中落合二丁目5番1号	グループホーム聖母の丘 熊本市西区島崎六丁目1番27号	431100459	令和5年(2023年)10月19日	認知症対応型共同生活介護

熊本県告示第784号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付に係る診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則（平成7年熊本県規則第16号）第2条第1項の規定により告示する。

令和5年(2023年)10月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	指定年月日
リハビリテーション科	吉崎 學	医療法人敬仁会八代敬仁病院 八代市海士江町2817	令和5年(2023年)9月29日

熊本県告示第785号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和5年(2023年)10月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	担当する医療の種類	指定年月日
ヤマムラ薬局 玉名郡長洲町大字高浜1483番地1	調剤	令和5年(2023年)10月1日
ゆらぎ薬局 山鹿市山鹿1700-1	調剤	令和5年(2023年)10月1日

公 告

熊本県公告第662号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年(2023年)10月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上島字蔵園2604番2の一部
210.02平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区清水新地2丁目18番51-302号ポポロB棟

山口 誉之

熊本県公告第663号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和5年（2023年）10月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 山鹿市菊鹿町大字宮原540番地
- 2 築造者の氏名 田中憲誠
- 3 道路の位置 山鹿市方保田字後原801番1
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 37.08メートル
- 6 指定年月日 令和5年（2023年）10月11日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第210号

熊本県公告第664号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土交通省国土地理院から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年（2023年）10月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（火山土地条件図データ作成）	令和5年（2023年） 10月6日から 令和6年（2024年） 3月31日まで	くじゅう連山地区、阿蘇山地区

熊本県公告第665号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により国土交通省九州地方整備局立野ダム工事事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年（2023年）10月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（航空レーザー測深（ALB計測））	令和5年（2023年） 3月11日から 令和6年（2024年） 3月31日まで	熊本県

熊本県公告第666号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により八代市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年（2023年）10月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（都市計画（修正数値図化、数値地形図データ作成））	令和5年（2023年） 8月29日から 令和6年（2024年） 3月15日まで	八代市の一部

熊本県公告第667号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本県県南広域本部長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年（2023年）10月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（県営若洲地区水利施設等保全高度化事業）	令和5年（2023年） 10月16日から 令和6年（2024年） 3月22日まで	八代郡氷川町若洲地内

熊本県公告第668号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本県北広域本部玉名地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年（2023年）10月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（県営晒地区水利施設等保全高度化事業）	令和5年（2023年） 10月23日から 令和6年（2024年） 3月22日まで	玉名市滑石地内

熊本県公告第669号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により免許を取り消したので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）10月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 免許の取消しをした年月日 令和5年（2023年）10月17日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号 西田 佳孝 二級建築士 第7647号
- 3 免許の取消しの理由 建築士法第9条第1項第1号に基づく免許の取消しの申請があったため。

熊本県公告第670号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）10月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字東大窪2670番13、同2670番36、同2670番96及び同2670番98
1,460.37平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東京都中央区築地五丁目6番10号
渡辺パイプ株式会社

熊本県公告第671号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）10月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
宇土市入地町字塩田49番1、同49番2、同49番3、同49番4、同49番5、同49番6、同49番7、同49番8、同49番9、同49番10、同49番11、同49番12、同49番13、同49番14、同49番15、同49番16、同49番17、同49番18、同49番19、同49番20、同49番21及び里道の一部
4,328.38平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区下江津三丁目15番2号
株式会社熊本不動産ネット

熊本県公告第672号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和5年(2023年)10月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

ベールラッパ 一式

(2) 調達物品に係る入札・契約担当部局

熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

(3) 調達物品の仕様等

発注仕様書による。

(4) 納入期限

令和6年(2024年)3月29日(金)

(5) 納入場所

熊本県合志市栄3801

熊本県農業研究センター 畜産研究所

(6) 入札方式(紙入札併用案件)

この入札は、電子入札システムを使用し行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。ア 登録参加者側のシステム障害により電子入札の続行が認められる者 イ 登録参加者側の電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者 ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(7) 入札金額

入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする(配送費、据付費等納入に要する一切の費用を含む)。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税の事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札する。入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札する。

(8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

(9) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要となる場合は、入札参加資格申請内容変更届を次のアの間、受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から令和5年(2023年)11月6日(月)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る

- 再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止等の措置要領(平成14年)
- (5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県農業研究センターへ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明(4(2)により取得することのできる本入札に係る様式(以下「入札関係様式」という。)のうち「仕様適合証明願(書)による。)を受けた者であること。なお、熊本県農業研究センターの審査を受ける期間は公告の日から令和5年(2023年)11月13日(月)午後5時までとする。ただし、受付期間が終了した後も当該審査を随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2(5)の仕様適合証明願(書)
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げる書類の提出方法等を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和5年(2023年)11月28日(火)午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和5年(2023年)11月28日(火)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和5年(2023年)12月8日(金)まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和5年(2023年)12月7日(木)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和5年(2023年)12月8日(金)午前10時
(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和5年(2023年)12月7日(木)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとす。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日、時までに再入札を行うこと。及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

- (6) 入札の無効
 次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをその落札の決定を取り消すものとする。
 ア 本競争入札方式による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
 イ 紙入札方式による入札において記名を欠く入札
 ウ 紙入札方式による入札において金額を訂正した入札
 エ 紙入札方式による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 オ 明らかに連合によると認められる入札
 カ 紙入札方式による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
 キ 紙入札方式による入札において2以上の意思表示をした入札
 ク 紙入札方式による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
 ケ 錯誤による入札である入札執行者が認めた入札
 コ サ 電子入札システムによる入札において入札執行（開札）日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札
 シ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 ス 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
 セ その他入札に関する条件に違反した入札

- (7) 入札金額の錯誤
 入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、入札金額錯誤届の提出は4(3)イ(ア)の電子入札システムによる入札期間内とする。
 1(2)の入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができ、
 ア 入札金額の総額と単価の取り違い
 イ 入札金額単位の誤り

- (8) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (9) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (10) 入札保証金
 免除する。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否
 要

- (2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

- (3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

- (4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が事実と認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保

- 証金還付請求書を県に提出したときに還付する。
- (ア) 納付期限 5(3)の申出期限
- (イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局
- イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合
規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- (ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約(当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。)を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- (イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国(独立行政法人及び国立大学法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人を含む。)とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。
- a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書
- b 添付書類
イ(ア)に該当する場合には、履行保証保険証券
イ(イ)に該当する場合には、入札関係様式に定める履行証明願(書)
- c 提出期限 5(3)の申出期限
- d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、電子入札システム利用届、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)
- 8 Summary
- (1) Name and quantity of the products to be purchased:
Integrated Baler Wrapper:1set
- (2) Delivery period:
March 29th, 2024
- (3) Delivery Place:
Kumamoto Prefectural Agricultural Research Center
Livestock Research Institute
3801 Sakae, Koushi City, Kumamoto Prefecture
861-1113, Japan
- (4) Date and Place for tender:
Date: December 8th, 2023 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:
Management and Purchasing Division Treasury Bureau,
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580
- (6) Time -limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than December 7th, 2023

- (7) Other:
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第673号

熊本県ふぐ取扱条例（昭和33年熊本県条例第27号）第8条第3項の規定により令和5年度（2023年度）熊本県ふぐ処理師試験を次のように実施するので、同条第4項の規定により公告する。

令和5年（2023年）10月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 試験日時
令和6年（2024年）2月4日（日）午前9時から
- 2 試験会場
熊本市中央区春竹町481番地
学校法人常盤学園 シェフパティシエ学院
- 3 試験科目
 - (1) 筆記試験
ア 水産食品の衛生に関する知識
イ ふぐに関する一般知識
 - (2) 実地試験
ア ふぐの種類鑑別
イ ふぐの処理と鑑別
- 4 受験手続
 - (1) 提出書類
ア 受験願書
イ 履歴書
ウ 写真2葉（受験願書提出前3月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦3.5センチメートル、横2.6センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、1葉を写真票に貼付すること。）
 - (2) 受験手数料
13,500円
 - (3) 受験の申込方法
試験を受けようとする者は、関係書類に受験手数料13,500円分の熊本県収入証紙を添えて、熊本市に住所を有する者は熊本市保健所に、それ以外の者は最寄りの熊本県保健所健康危機管理課衛生環境室（郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）に提出すること（郵送する場合は、現金書留によること。）
 - (4) 受験願書の提出期間
受験願書の提出期間は、令和5年（2023年）12月6日（水）から令和5年（2023年）12月19日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする（熊本市保健所においては、午後5時までとする。）。
なお、郵送の場合は、令和5年（2023年）12月19日（火）までの消印のあるもの限り受け付ける。
- 5 合格基準
 - (1) 筆記試験
合計得点が満点の6割以上であること。
 - (2) 実地試験
総得点が満点の8割以上であること。ただし、食用不可部位を食用と鑑別した場合及び生殖器（精巣・卵巣）の鑑別を誤った場合は、満点の8割以上であっても不合格とする。
- 6 合格発表等
 - (1) 合格者の発表は、令和6年（2024年）2月20日（火）午前10時に、県庁本館ロビー、熊本県各保健所、熊本市保健所及び熊本県ホームページにて行う。
 - (2) 試験に合格した者に対しては、合格証を交付する。
- 7 その他
 - (1) 受験願書の請求及び試験についての照会は、熊本県各保健所、熊本市保健所又は熊本県健康福祉部健康危機管理課衛生環境室（電話096-333-2247（ダイヤルイン）又は096-383-1111 内線33172）に行うこと。
 - (2) 郵便による受験願書の請求は、84円切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒を同封し、熊本県各保健所、熊本市保健所又は熊本県健康福祉部健康危機管理課衛生環境室に行うこと。

登載依頼

熊本県公共事業再評価監視委員会公告第4号

令和5年度(2023年度)第5回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催します。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおりです。

令和5年(2023年)10月27日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 開催日時
令和5年(2023年)11月6日(月)
午後1時30分から午後4時50分まで
- 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 議事
令和5年度(2023年度)公共事業再評価対象事業について(意見のとりまとめ等)
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は当該会議の会場において受付をしたうえで、係員の指示に従い、会場に入ることができます。なお傍聴の受付は、原則、開催予定時刻の30分前から開始し、10分前で終了します。
(2) 傍聴の手続は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。
- 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局(熊本県農林水産部技術管理課)
電話096-333-2467

熊本県循環器病対策推進協議会公告第2号

令和5年度第2回熊本県循環器病対策推進協議会を次のとおり開催する。

令和5年(2023年)10月27日

熊本県循環器病対策推進協議会

- 開催日時
令和5年(2023年)11月1日(水曜日)
午後7時から午後8時30分まで
- 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1
熊本県庁 防災センター2階 201会議室
- 議題
(1) 第2期熊本県循環器病対策推進計画素案について
(2) その他
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続きは先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 企画・がん対策班
(電話096-333-2208)

熊本県男女共同参画審議会公告第55号

令和5年度(2023年度)第1回熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

令和5年(2023年)10月27日

熊本県環境生活部長

- 開催日時
令和5年(2023年)11月17日(金)
10時から12時まで
- 開催場所

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 「審議会室」

- 3 議題
男女共同参画に関する施策の評価について
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従って会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県男女共同参画審議会事務局
(熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課)
(電話 096-333-2287)

くまもと21ヘルスプラン推進委員会兼熊本県地域・職域連携推進協議会公告第2号
 令和5年度(2023年度)第2回くまもと21ヘルスプラン推進委員会兼熊本県地域・職域連携推進協議会を次のとおり開催する。
 令和5年(2023年)10月27日

くまもと21ヘルスプラン推進委員会

- 1 開催日時
令和5年(2023年)11月2日(木曜日)
午後4時から午後5時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県防災センター 201会議室
- 3 議題
(1) 第5次くまもと21ヘルスプラン素案について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続きは先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 企画・がん対策班
(電話096-333-2208)

熊本県歯科保健推進会議公告第2号
 令和5年度(2023年度)第2回熊本県歯科保健推進会議を次のとおり開催する。
 令和5年(2023年)10月27日

熊本県歯科保健推進会議

- 1 開催日時
令和5年(2023年)10月31日(火曜日)
午後4時から午後5時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県防災センター 303・304会議室
- 3 議題
(1) 第5次熊本県歯科保健医療計画素案について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続きは先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 企画・がん対策班
(電話096-333-2208)

正 誤

令和5年(2023年)10月6日熊本県告示第738号(保安林の指定の解除の予定)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2	1	3 解除の理由 国立公園事業用地とするため	3 解除の理由 公益上の理由